

地区計画原案等説明会質疑応答要旨

質 問・意 見	回 答
<p>地区計画の制限はいつからかかるのか。 また、用途地域の制限と地区計画での用途の制限はどのような関係なのか。</p>	<p>地区計画による制限は都市計画決定後に適用される。 用途の制限については、用途地域の制限に加えて、地区の特性に応じて新たに制限を加えていくものである。</p>
<p>敷地面積の最低限度の制限は、都市計画道路整備に伴う、沿道住民の生活再建に影響を及ぼさないのか。</p>	<p>都市計画道路の整備にかかる敷地については60㎡未満になった場合でも、整備後の敷地において建替えが可能である。</p>
<p>現在40㎡の敷地の場合、そのまま建替えができるのか。</p>	<p>現在60㎡未満の敷地については、現在の敷地のままで建替えることができる。</p>
<p>沿道を延焼遮断帯としていくのであれば、より高い建物が建てられるよう、沿道の日影規制などの指定をより緩和すべきではないのか。</p>	<p>今回の都市計画等の変更内容は、当地区の現状や後背地への影響を考慮したものであり、高度地区や防火地域の変更などにより、延焼遮断帯の形成を進めていきたいと考えている。</p>